

# 交通事故による死亡または災害の程度に応じて見舞金をお支払いする 交通災害共済に 家族そろって加入しましょう

2月1日より受付開始!

交通災害共済は、日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金または災害の程度に応じて見舞金をお支払いする共済制度です。

### 【対象となる方】

東通村住民基本台帳に記録されている方  
上記の方と生計を一にしている方で就労または就学のため青森県内の市町村にお住まいの方

### 【主なとりまとめ団体】

部落会、交通安全母の会、老人クラブ、東通小・中学校、こども園ひがしどおり

### 【個人加入の方は】

東通村役場2階 総務課で受付します。

### 【会費】

年間1人 350円(1人1口)  
※20人以上の団体加入は1人当たり50円を団体奨励金として交付  
幼児から中学生までは1人当たり100円の助成金を交付

### 【対象となる交通事故】

- 自動車、バイク、自転車等の道路交通による人身事故
- ・歩行中の自動車等との接触によりケガをした場合
  - ・自転車で走行中に転倒したり、追突されてケガをした場合
  - ・自転車走行中、誤ってガードレール等にぶつかりケガをした場合等

### 【共済期間】

2019年4月1日から  
2020年3月31日まで  
途中加入の場合も3月31日まで

### 【請求期間】

事故があった日から1年以内  
2等級の対象となる後遺障害が残った場合は2年以内

### 【共済見舞金の請求に必要なもの】

- ①交通事故証明書
  - ②医師の診断書
  - ③会員証
  - ④死亡したときは死体検案書又は死亡診断書
  - ⑤印鑑
  - ⑥口座振替ができる金融機関の通帳
- ※①、②及び④については原則、原本が必要ですが、コピーでも保険会社等の原本証明がある場合は可

※事故があった場合、必ず警察署又は最寄りの交番・駐在所に届け出てください。  
同乗者や相手方がいない自損事故、自転車、バイク等の転倒などの場合も必ず警察に届けましょう。  
警察に届出をしないと交通事故証明書が発行できません。

### <共済見舞金等金額表>

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から3級各号に掲げる障害の場合	500,000円
3	重傷(1箇月(30日)以上の治療を要する場合)	70,000円
4	軽傷(1箇月(30日)未満の治療を要する場合)	30,000円

※交通事故証明書が得られない場合は、災害の程度に関わらず特例見舞金として1万円の支給となります。

<問合せ先> 東通村総務課安心生活G 青森県交通災害共済組合・東通支部 ☎27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

### 平成30年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成30年12月31日現在

発生	12月中	年間累計	死者の状況	年齢別	
				高齢者の死者(65歳以上の人)	29人(+6)
300件(-51)	2,966件(-292)	2,966件(-292)	夜間の死者	29人(+9)	
5人(±0)	45人(+3)	45人(+3)	歩行者の死者	16人(+1)	
353人(-68)	3,649人(-373)	3,649人(-373)	飲酒運転による死者	12人(+10)	
			自動車乗車中の死者	21人(+1)	
			非着用死者	11人(+4)	

※( )内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。  
毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

### 平成30年中の交通事故発生状況

#### 交通事故発生状況(H30.12.31現在)

発生件数 **2,966件** (前年比-9.0%)  
死者数 **45人** (前年比+7.1%)  
負傷者数 **3,649人** (前年比-9.3%)

- 発生件数、負傷者数は平成14年以降、17年連続で減少
- 複数の死者を伴う交通事故が3件発生したことにより、死者数は前年より増加



#### 平成30年中の交通死亡事故の主な特徴

1. 死者45人中、高齢者の死者は29人(前年比+6人)で、64.4%を占めた。
2. 歩行中の死者16人(前年比+1人)中、高齢者が14人(前年比+3人)で87.5%を占めた。
3. 死者45人中、夜間に発生した交通死亡事故の死者は29人(前年比+9人)で64.4%を占めた。
4. 死者45人中、飲酒運転による死者が12人(前年比+10人)で26.7%を占めた。